求められる裁判員像　～健全な社会常識の発揮～

来年五月二一日以後起訴される一定の重罪事件(年間約三千件)については、全て裁判員制度により、審理、判決されることになった。

最高裁は、本年初旬、全国五〇地裁の管内ごとに二〇歳以上の男女二五〇人ずつ合計一万五千人に面接して意識調査を行った。これによると、辞退の認められる七〇歳以上を除くと、「義務なら止むを得ない」との意見を含めて参加の意向を示した人は六五％（静岡県は五四％）であり、その割合は若い人程多く、二〇歳代にあっては七四％であった。また、参加について心配な理由の最多は「被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」（七六％）であった。

ところで、裁判員にはどのような心構えが求められるのか、私なりに考えてみた。

まず、裁判員は刑事裁判に、裁判官と対等の立場で参加し、有罪、無罪を決定し、有罪の場合はその量刑を決定するのであるから、刑事裁判の基本原則について理解しておいて頂く必要がある。即ち、被告人の「黙秘権」、「無罪の推定」、「自白の証拠能力」等である。「黙秘権」とは、被告人には黙秘する権利があり、その権利を行使したことをもって不利に取扱われないということであり、「無罪の推定」とは、被告人は起訴されただけでは無罪の推定が働き、検察官が起訴事実を合理的な疑いをいれない程度にまで証明しない限り有罪とできない（「疑わしきは被告人の利益に」）ことである。また、「自白の証拠能力」とは、強制等による自白や不当に長く身柄を拘束された後の自白のように、任意にされたものでない疑いのある自白は証拠とできないことである。

次に、検察官が合理的な疑いをいれない程度にまで起訴事実を証明し得たか否か、被告人の自白が任意にされたものでない疑いがあるか否か、更には、有罪と認定した場合、どの程度の量刑が妥当であるか、等の判断について、裁判員はどのような基準に従って結論を出すべきであろうか。刑事訴訟法は、「事実

の認定は、証拠による。」、「証拠の証明力は、裁判官（裁判員）の自由な判断に委ねる」、としているのみで、実は具体的な基準は示していない。裁判員制度の導入を提言した司法制度改革審議会の意見書は国民に「健全な常識」を発揮することを求めている。ならば、その「健全な常識」とは何か。裁判員個々人がそれまでの人生経験の中で身につけた常識であろうか。しかし、それのみでは不十分である。このことは裁判官にとっても言えることであるが、個々の人間の経験というものには、おのずと限界がある。従って、このことを裁判員各自が意識した上で先入観を排除し、虚心坦懐に、被告人、証人等の証言に耳を傾け、証拠を吟味し、評議に参加する必要がある。この過程の中で国民としての「健全な常識」とは何かを常に問い続ける外ないと考える。時として、職業裁判官の常識と一般国民の常識とは違うことがあり、このことが裁判が国民から遊離していると批判される理由の一つとなっている。その意味では、裁判員は、職業裁判官の常識を一般国民の常識に修正する役割を担うこともある。

問をもって問に答えることになったが、裁判員とは誠に責任は重く、悩ましいものである。しかし、事実認定能力に裁判官と裁判員とで差異はないのであるから、裁判員は、この悩みの中で自らの意見を形成してその責任を果たして頂き度い。

【平成２０年４月２２日　静岡新聞　朝刊　掲載】